

道南ドクターヘリ運航調整委員会「フライトナース部会」運営要領

(目的)

第1条 この要領は、道南ドクターヘリフライトナースが地域の医療および社会のニーズに対応した知識・技術の自己研鑽を行い、自立した活動ができるよう支援するとともに、フライトナースを派遣する施設格差を縮小し、救急看護やフライト現場における看護ケアの向上に貢献するため「フライトナース部会」（以下「部会」という。）を設置し、その運営に必要な事項を定め、もって部会の円滑な運営を確保することを目的とする。

(組織)

第2条 部会は、別表に掲げる医療機関から推薦されたフライトナース（以下「委員」という。）をもって構成する。

- 2 部会に部会長および副部会長を置く。
- 3 部会長は、委員の互選により選出する。
- 4 副部会長は、部会長が指名する。

(協議事項)

第3条 部会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) フライトナースの教育に関すること。
- (2) 情報共有や意見交換に関すること。
- (3) 医療安全に関すること。
- (4) その他、部会長が必要と認めたこと。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 部会長は会議の決定事項について、道南ドクターヘリ運航調整委員会委員長に報告する。

(事務局)

第5条 部会の事務局を、市立函館病院に置く。

(補足)

第6条 この要領が定めるもののほか必要な事項は、運航調整委員会で定める。

附 則

この要領は平成28年2月17日から施行する。